# ○厚生労働省令第三十一号

検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第三十一条第二項の規定に基づき、検疫所長等服制の一部を改正

する省令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

検疫所長等服制の一部を改正する省令

検疫所長等服制 (昭和二十七年厚生省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

	前	觏	甲帽	名称	一 共通	別表	
種別形状及び寸法図のとおり。 色の桜模様を付ける。 検疫所長及び検疫所支所長にな	前章 ARANTINE DWELFAREの文 に、銀色のW葉九枚で抱き 、金色の桜葉九枚で抱き 、金色の桜葉九枚で抱き	製式形状及び寸法図のとおり製前ひさし及びあごひもを製前ひさし及びあごひもを	地質・黒色の化学繊維及び麻	摘要			改正後
のとおり。  支所長にあっては、	MINISTRY O LANISTRY O 五翼及びQ字を配するととも 和き合わせる。 とおり。	間がる。 しのビニールシート しのビニールシート	の混紡織物とする			別表	
) ( 新 設	) ( 新 設	) ( 新 設	(新設 (新設	(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			改正前

(傍線部分は改正部分)

	$\sim$	名					乙
	( 削 る	名称	男性				帽
) (削 る	) (削 る		1-4-1	帽 章	前章	製式	地質
(削る)	(削る)	摘要		甲帽に同じ。	甲帽に同じ。	形状図のとおり。  一下状図のとおり。  一切さしを出したハイバック型とし、あごひさしを出したハイバック型とし、あご	甲帽に同じ。
	帽	名称	一 男子				) (新 設
製式	地質		一十	) (新設	) (新 設	) (新 設	) (新設
円型とし、黒皮製前ひさし及び外側に   円型とし、黒皮製前ひさし及び外側に   円型とし、黒皮製前ひさし及び外側に	る。 維織物又は毛及び化学繊維 濃紺又はこれと類似色の	摘要		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		上 衣			
胸章	製 式	地質	) (削 る	) (削る	) (削 る
けい素樹脂製とし、銀色の台地に黒色の	形状及び寸法図のとおり。 形状及び寸法図のとおり。 形状及び寸法図のとおり。 形状及び寸法図のとおり。 形状及び寸法図のとおり。 形状及び寸法図のとおり。 形状及び寸法図のとおり。	の混紡織物とする。 黒色の化学繊維織物又は毛及び化学繊維	(削る)	(削る)	(削る)
		l.			
		上衣			
胸章	製式	地質	帽 章	周章	前章
金属製とし、銀色の台地に黒色のQUA	一下部といぶし金色のボタンで留める。前面にはいぶし金色のボタン三個を一行に、左右でにはいぶし金色のボタン各二個を一方に付ける。ポケットは左上部に一個、左下部に一個、右下部に上下各一個とし、左下部とび右下部の下のポタン三個を一行に、左右下部のではいぶし金色のボタンで留める。前面にががいる。後面にはセンターベンツを入れる。 形状図のとおり。	帽に同じ。	種別形状図のとおり。模様を付ける。検疫所長及び検疫所支所長にあつては、	形状、寸法図のとおり。の周囲にこれを付ける。黒色又は地質と類似色の斜子縁とし、帽	形状、寸法図のとおり。  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

の線三本を、 れ ら 以 色 色 給の 表 色の をそれぞれ ては 職 五般は 同 色 羽 ぞ 及び 銀色 務の 相当 管理 年 0 0 匹 疫 田 か 職 金 Α U 線 BS樹脂製 ŋ 法 丸 課 所 状及び寸法図 接着する。 n 0 色 個 金 Α 個及び 外の 章三 (律第九 長及 級二 職員 支所 台 かり 色 本を、 銀  $\mathcal{O}$ 0 職にあ 港  $\mathcal{O}$ R 一本を、 丸章二個及び 職 地の中央に 色 桜 課 0 五 検 Α めっては金魚 翼及 検 N T 0) 級 個及び 務 長 桜 0 章 金 び 台 長 疫 線 の級三 給 線一本を台地の下に、 の主任及び +色 0 同 地 五. 章 所 ては金色の 羽 0 び 五. 与 個 係長及び の線三 相 0 翼 検 五. 支 Ι 号) に関 銀 中 疫 のとおり。 黒 Q 及 当 及 田 個 所 N 央に 色 及び金色の線二本を、長及び同相当職にあっ 色 色 配する。 字を交配 級 び 職 び 所 空  $\mathcal{O}$ Е 別表第一 以する法 一本を、 次長、 0 銀 の線三 金 に Q 字を 支 港  $\mathcal{O}$ 0) 同相当 桜章六 色の あっ 差し込み用プレ 同 色 配 所 検 文字を配する。 相当 する。 0) 桜 0 疫 企画 また、 線二本を、こ 本を、 律 線 章二個及び金 課長補佐及び て 交配したも 課 所 平を、同表の一 イ行政職俸 たものをそ 職にあって 職にあって は 長を除く。 支 個及び金 固調整官、 本を、 昭和二十 金色の桜 所長を除 検疫所支 これら 丸 銀 章 色の

企 及 泉三本を、主任及び同相本を、係長及び同相当職にあって納佐及び同相当職にあっての線二本を 本を、 線三 長 色 色 画 あ Α 7 び って は 0 調 検 Ν T 黒 線 整 疫 は金色 色 官、 所 本を、 出 法 0 Ν 課長及び国 及び 線 Ε 日の線三本を、日の文字を配す 一本を台地の大 着用部 同び 支所 位 支所の課長並びに 当職にあっては黒色 外の検疫官にあ の右に配する。 相に 当検 义 す する。 検疫所の次長、検疫所支所に lのとお 職 あ ŋ 並びに 支所長 って

_					
	) (削 る		ズボン		
) (削る	) (削る	製式	地質	抽章	レエムンブ
(削る)	(削る)	形状図のとおり。 したではフラップを付け、黒色のボタン一個で留け、両わきに各一個、左右後方のポケットにのポケットにのポケットを付ける。左後方のポケットにを一個で経りる。	上衣に同じ。	REALTH,LNISTRY OF HEALTH,LABOUR AND WELFAREの文字を配する。その上に銀色のいかり、五翼及びQ字を交配し、銀色の桜葉六枚で抱き合わせる。	RY OF HEALTH, LABOU を交配したものを配する。 を交配したものを配する。 形状及び寸法図のとおり。 形状及び寸法図のとおり。
	夏帽		ズボン		
製代	地質	製 式	地質	(新設	レエムンブ
そのあごひもの両端は、帽の両側におい線平織模様を縫いつけたあごひもをつけ円形とし、黒皮製前ひさし及び外側に	維の混紡織物とする。 濃灰色の化学繊維織物又は麻及び化学繊	形状図のとおり。  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	帽に同じ。	(新設)	形状、寸法及び着用部位図のとおり。

	衣 夏 服 上				
製式	地質	) (削 る	) (削る	) (削る	
に二個、剣ボロ部分に一個付ける。	物とする。学繊維並びに麻、綿及び化学繊維の混紡織学繊維並びに麻、綿及び化学繊維の混紡織青色に白色及び黄色のストライプ柄の化	(削る)	(削る)	(削る)	
	衣 夏 服 上				
製式	地質	帽章	周 章	前章	
ボタンダウン襟半そで型とし、肩章を付い、肩章止めを装着し、内側を黒蝶貝色のボタン七個を一行に付け、比翼式とし、左右のそでは内側に折返しとし、ポケットは左上ぞでは内側に折返しとし、現式とし、左右の部に一個とし、フラップを付け、後面は、割当一ク付きとする。 形状図のとおり。	とする。	種別形状帽に同じ。横様を付ける。横接を付ける。横接を付ける。横変所長及び検疫所支所長にあつては、	帽に同じ。	帽に同じ。	一下状帽に同じ。   一下状帽に同じ。   一下状帽に同じ。   一下状帽に同じ。   下下でである。   雨雪天又

-							, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
			) (削 る	名 称	三女性		ボ 夏 ン 服 ズ			
(削る	) (削る	) (削る	) (削 る		1生	(略)	地質	レエムンブ	胸章	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	摘要		(略)	の混紡織物とする。 黒色の化学繊維織物又は麻及び化学繊維	上衣に同じ。	上衣に同じ。	形状図のとおり。
			帽	名称	二女子		ボ 夏 ン 服 ズ			
帽章	前章	製式	地質		十	(略)	地質	レエムンブ	胸章	
男子帽に同じ。	形状、寸法図のとおり。  男子前章のうち、いかり、Q字、五翼の	形状図のとおり。部に濃紺色のリボンを巻く。ひさしを出したハイバック型とし、頭下	男子帽に同じ。	摘要		(略)	夏帽に同じ。	 	着用部位図のとおり。上衣に同じ。	

	ベスト					上衣	
製式	地質	袖章	レエムンブ	胸章	製式	地質	Ú
け、比翼式とし、ファスナーで留める。ポジし銀色のボタン一個を付ける。中央を開ぶし銀色のボタンで留める。前面には、い外側の端を肩の縫目に縫い込み、内側をい外割を開きとし、肩章を付け、肩章の	男性上衣に同じ。	男性上衣に同じ。	男性上衣に同じ。	男性上衣に同じ。	形状図のとおり。	男性上衣に同じ。	
	) (新 設					上衣	
) (新 設	) (新 設	) (新 設	レエムンブ	胸章	製式	地質	
(新設)	(新設)	(新設)	男子上衣に同じ。	男子上衣に同じ。	シングル背広型とし、肩章を付け、肩章 が右下部にはセンターベンツを入れる。 が右下部にはアットにはフラップを付ける。ポケットは左上部に一個、左下部及 にはいぶし金色のボタン一個を、左右のそではいぶし金色のボタン一個を、左右のそで が右下部に上下各一個とし、左下部及 が右下部にはアットにはフラップを付 がる。後面にはセンターベンツを入れる。 形状図のとおり。	男子帽に同じ。	

	甲スカ		ンスズボ	3	/  甲  ズ ボ		
製式	地質	製式	地質	製式	地質	胸章	
ボタン一個で留める。 おのポケットにはフラップを付け、黒色の方のポケットにはフラップを付ける。左後右後方に各一個のポケットを付ける。左後ファスナーで留める。両わきに各一個、左ステインスカートとし、左わきを開け、	男性上衣に同じ。	形状図のとおり。 長ズボンとする。左右内側にバンドアジーのポケットには黒色のボタン一個を付ける。 を持た各一個のポケットを付ける。左後方である。 ではま色のボタンーのでは、 ではまり。	男性上衣に同じ。	形状図のとおり。男性ズボンに同じ。	男性上衣に同じ。	男性上衣に同じ。	形状及び寸法図のとおり。 に各一個とし、左右下部のポケットにはフ ける。 かプを付ける。後面には調整ベルトを付 ける。
	トスカー		) (新 設		ズボン		
製式	地質	) (新 設	) (新設	製式	地質	) (新 設	
似色のボタン一個で留める。のポケットにはフラップを付け、地質と類後方に各一個のポケットを付ける。左後方アスナーで留める。両わきに各一個、左右タイトスカートとし、左わきを開け、フ	男子帽に同じ。	(新設)	(新設)	男子ズボンに同じ。	男子帽に同じ。	(新設)	

$\neg$					<u> </u>			Γ
				) (削 る			トス カ	
	) (削る	) (削る	) (削 る	) (削る	胸 章	製式	地 質	
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	男性上衣に同じ。	マ字型襟開きのジャンパースカートとし 下スナーで留める。ポケットは左上部に胸 ではい込み、内側をいぶし銀色のボタンで 個を付ける。中央を開け、比翼式とし、フ でスナーで留める。ポケットは左上部に胸 で用を一個、左右下部に各一個を付ける。 後面には調整ひもを付ける。 形状及び寸法図のとおり。	男性上衣に同じ。	形状図のとおり。
_								
				夏帽			) (新 設	
	帽章	前章	製式	地質	) (新設	) ( 新 設	) (新設	
	男子帽に同じ。	帽に同じ。	形状帽に同じ。部に黒色のリボンを巻く。ひさしを出したハイバック型とし、頭下	男子夏帽に同じ。	(新設)	(新設)	(新設)	形状図のとおり。

 オン	夏    服  甲			ス 夏 ト 服 ベ				
製式	地質	胸 章	製式	地質	レエムンブ	胸章	製式	地質
甲ズボンに同じ。	男性夏服ズボンに同じ。	男性上衣に同じ。	ベストに同じ。	男性夏服ズボンに同じ。	男性上衣に同じ。	男性上衣に同じ。	形状図のとおり。	男性夏服上衣に同じ。
オン	夏服ズ			) (新 設			本	夏服上
製式	地質	) 新設	) (新設	) (新設	レムンブ	胸章	製式	地質
男子夏服ズボンに同じ。	男子夏帽に同じ。	(新設)	(新設)	(新設)	男子夏服上衣に同じ。	男子上衣に同じ。	ボタンダウン襟半そで型とし、肩章を付け、肩章の外側の端を肩の縫目に縫い込みり、肩章止めを装着し、内側を黒蝶貝色のボタンで留める。前面には、黒蝶貝色のボタンで個を一行に付け、比翼式とし、胸から裾までのダーツを左右各一条付ける。 一個とし、フラップを付ける。 一般面は背ヨーク付とし、腰から裾までのタックを左右各一条付ける。 形状図のとおり。	男子夏服上衣に同じ。

三二 色とする。 くつは、黒色とする。 (略)

ものを配するとともに、

銀色のバックルを付けた黒ニッケル

ルトは、帯の先端に、 黒色、

いかり、

五翼及びQ字を交配した

する紺色、

灰色、

金色及び薄灰色のストライプ柄とし 五翼及びQ字を交配したものを配

NEの文字並びにいかり、

ワイシャツは、白色とし、ネクタイは、QUARANTI

備考

(削る)

男性上衣に同じ。	胸章	
乙スカートに同じ。	製式	]
男性夏服ズボンに同じ。	地質	、   ス  夏   カ  服       乙
甲スカートに同じ。	製式	ト  <i>ン</i> カ 
男性夏服ズボンに同じ。	地質	ス 夏 カ 服 I 甲
乙ズボンに同じ。	製式	
男性夏服ズボンに同じ。	地質	ズ 夏 ボ 服 ン 乙

カートス

地質

男子夏帽に同じ。

(新設

(新設)

製式

スカートに同じ。

(新設

( 新

設

(新設)

(新設

( 新 設

(新設)

備考

(新設

(新設)

(新設

(新設)

この制服は、 通常礼服に代用することができる。 この場合

リー ワイシャツは、白色とし、ネクタイは、、白色の手袋を使用するものとする。 ム色のストライプ柄とする。 銀色 灰色及びク

四三 (略) くつは、 黒色の短ぐつとする。

		四
水	ろ	
服	ろにより	勤
```	ょ	務
防	り	$\mathcal{O}$
毒品	υ. -	性質
服	特础	質等
又は	殊の	1.7
作	帽	よっ
業	'''	2
服	予	って
を	防	必
使用	衣、	要が
用す	診	かあ
ッろ	彩察	る
るこ	衣	るとき
لح	``	き
とがで	看	は
でょ	護	
きる	衣、	別
る。	防	に定
	寒	ため
	服	る
	```	ځ
	防	۲

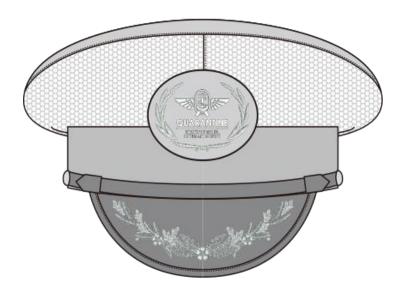
(削る)

五. る。 、防寒服、防水服、防毒服又は作業服を使用することができに定めるところにより、特殊の帽、予防衣、診察衣、看護衣土、地の状況又は勤務の性質によつて必要があるときは、別 る。 更を要すると認めるときは、厚生労働大臣の承認を得て、

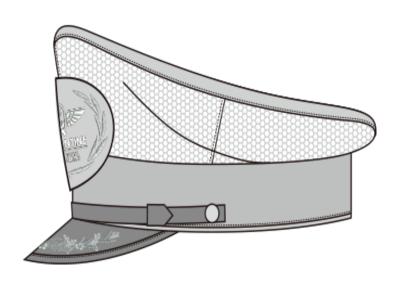
れを変更することができる。 。但し、検疫所長は、土地の気候によつて、その期間の変夏服を使用する期間は、六月一日から九月三十日までとす 共通(図中の数字は、ミリメートルを単位とする寸法を示す。)

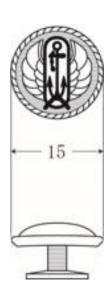


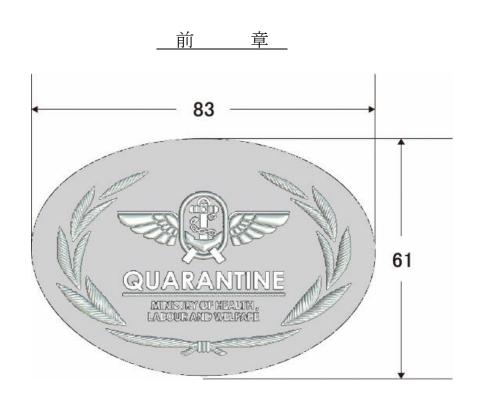
(前 面)



(側 面)





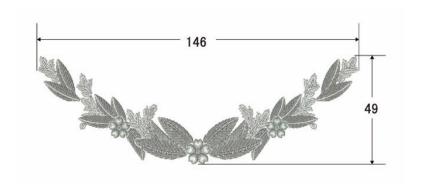


#### 帽 章

#### 検疫所長

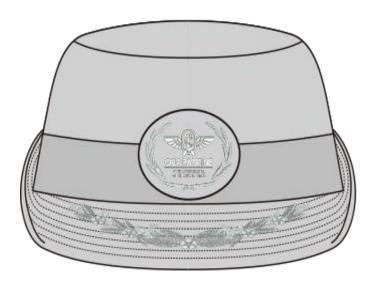


# 検疫所支所長

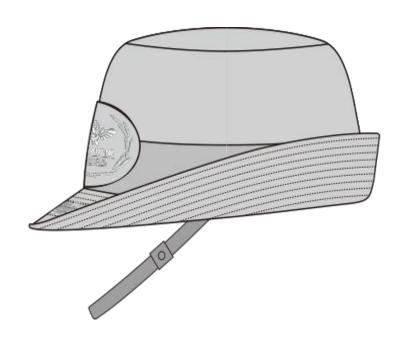




(前 面)



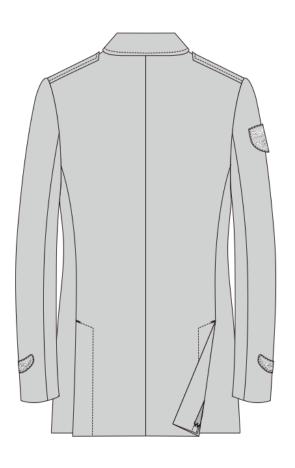






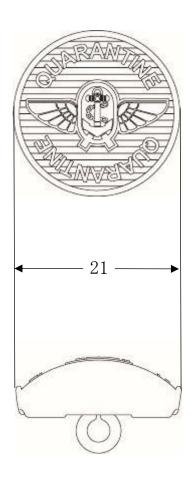
# 上 衣







#### 上衣等のボタン



#### 胸 章

検疫所支所長(羽田空港 検疫所の次長、企画調整 検疫所支所長を除く。)、 課長 (検疫所支所の課長 長及び同相当職 を除く。)、上席空港検疫 管理官、上席空港検疫看 護管理官及び同相当職

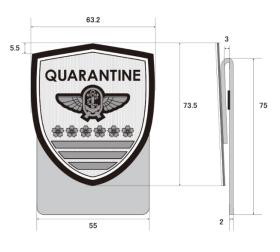
官、羽田空港検疫所支所

検疫所長

(許容誤差0.5ミリメート ル以内)







係長及び同相当職

課長補佐及び同相当職

検疫所支所の課長及び同相 当職



上記以外の検疫官



任及び同相当職



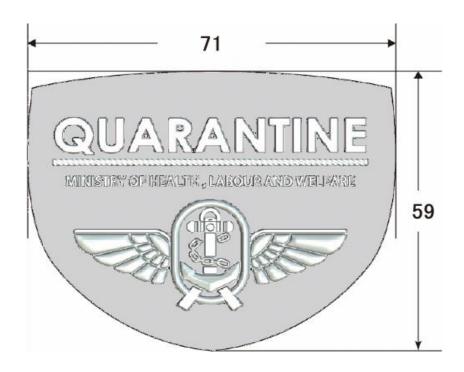
同表の職務の級二級の主 一般職の職員の給与に関す る法律別表第一イ行政職俸 給表一の職務の級三級の主 任

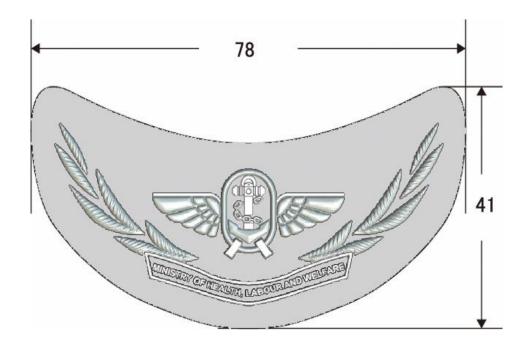




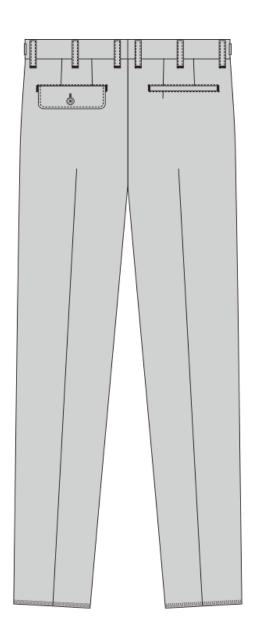


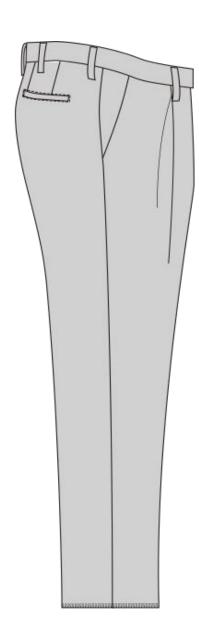
#### エンブレム





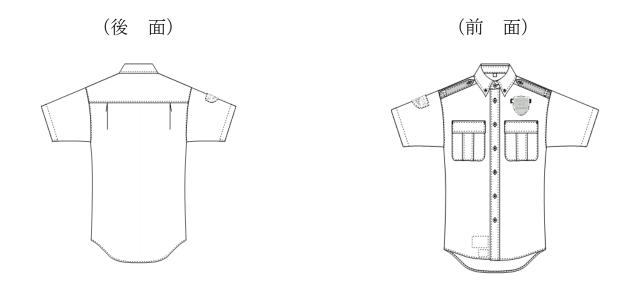




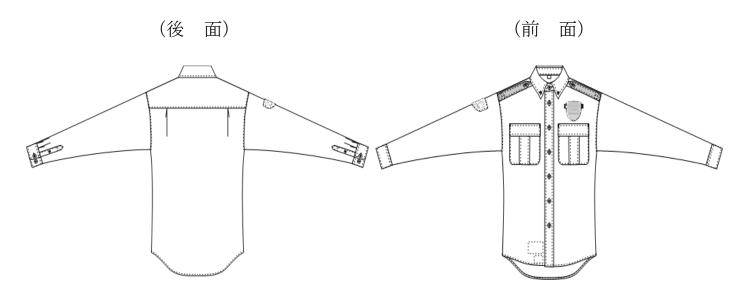


# 夏服上衣

# 半そで



# 長そで



三女性

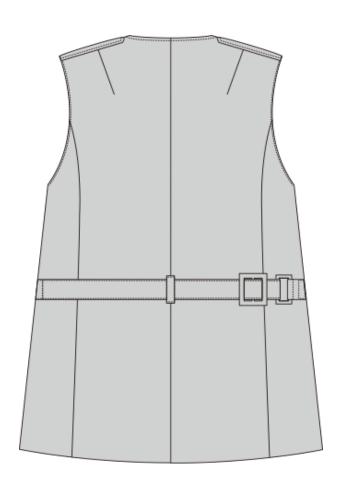
# 上 衣







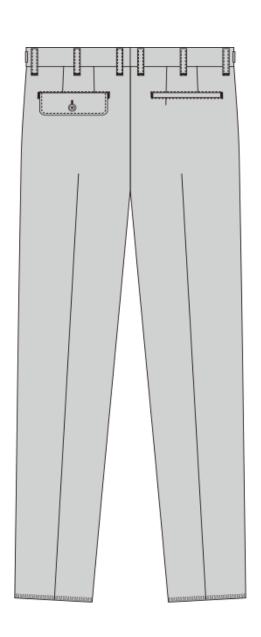


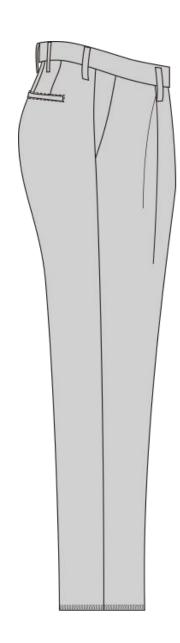




#### 甲ズボン

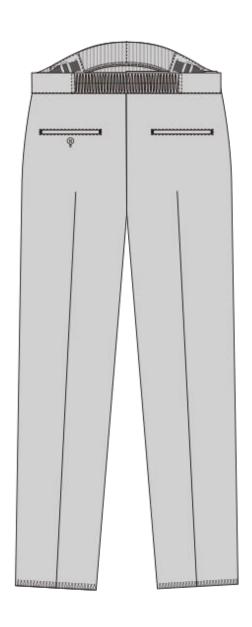


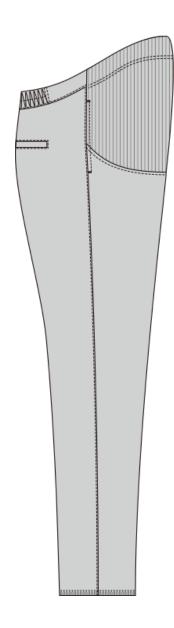




#### 乙ズボン

(側 面)





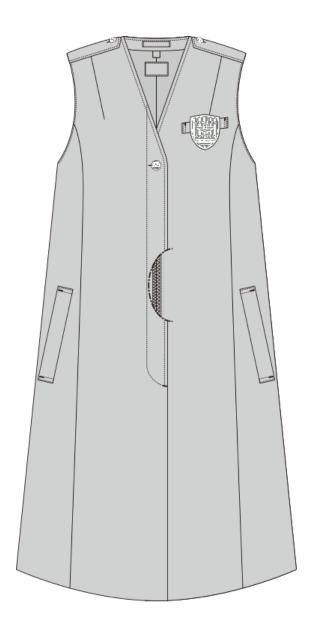
#### 甲スカート

(後 面) (前 面)



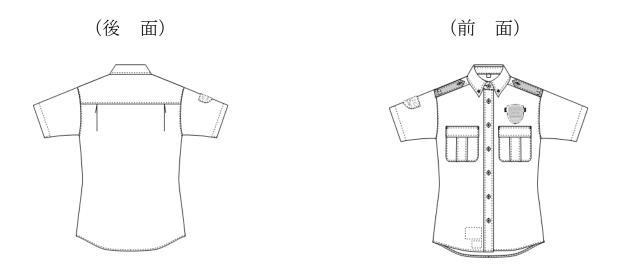




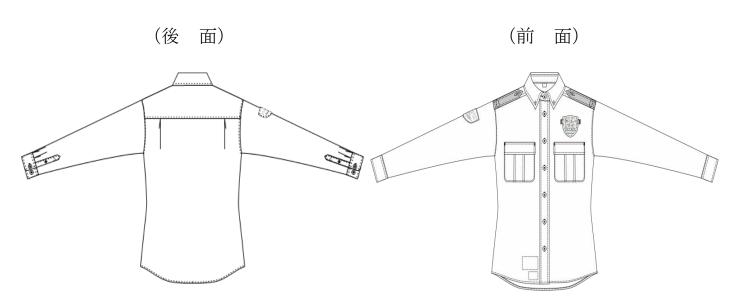


#### 夏服上衣

#### 半そで



#### 長そで



附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 検疫所長、検疫所支所長及び検疫所出張所長並びに検疫官は、この省令による改正後の検疫所長等服制

の別表の規定にかかわらず、当分の間、 なお従前の制服を用いることができる。